

令和6年度
歴史シンポジウム

大島畠田遺跡と 郡元西原遺跡

入場無料（駐車場3時間まで無料）

令和6年 10月26日（土） 13:00～15:40

ウエルネス交流プラザ2階 ムジカホール（郡城市歳原町1丁目4-25号）

定員 293名 [申込不要]

タイムスケジュール

12:30 受付 申込書解説

13:00 開会

13:10 基調講演 大島畠田遺跡と郡元西原遺跡の史跡指定について
文化庁文化財部 課主任文化財調査官 塩江伸秀

14:00 休憩

14:10 シンポジウム



近江 俊秀
文化庁文化財部 課主任文化財調査官



永山 修一
ナショナル学術調査官



桑畑 光博
五洲大学大学院
比較社会文化研究科 研究員

15:20 質疑応答

15:30 閉会

お問い合わせ

郡城市教育委員会 文化財課

郡城市歳原町6-21 電話 09986023 9547



新城市庁

このホステーは、令和6年度国史跡・国史蹟文化財保存・活用事業補助金を助けて作成しました。

郡城市教育委員会 文化財課



大島畠田遺跡歴史公園



郡元西原遺跡・大型溝状遺構

ごあいさつ

令和6年6月24日、こおりもとしほらいせき おおしまはたけだいせき つけたり郡元西原遺跡を大島畠田遺跡の附として追加指定するよう、文化審議会が文部科学大臣に答申し、10月11日、指定が告示されました。

大島畠田遺跡は都城市金田町、郡元西原遺跡は郡元町にあります。

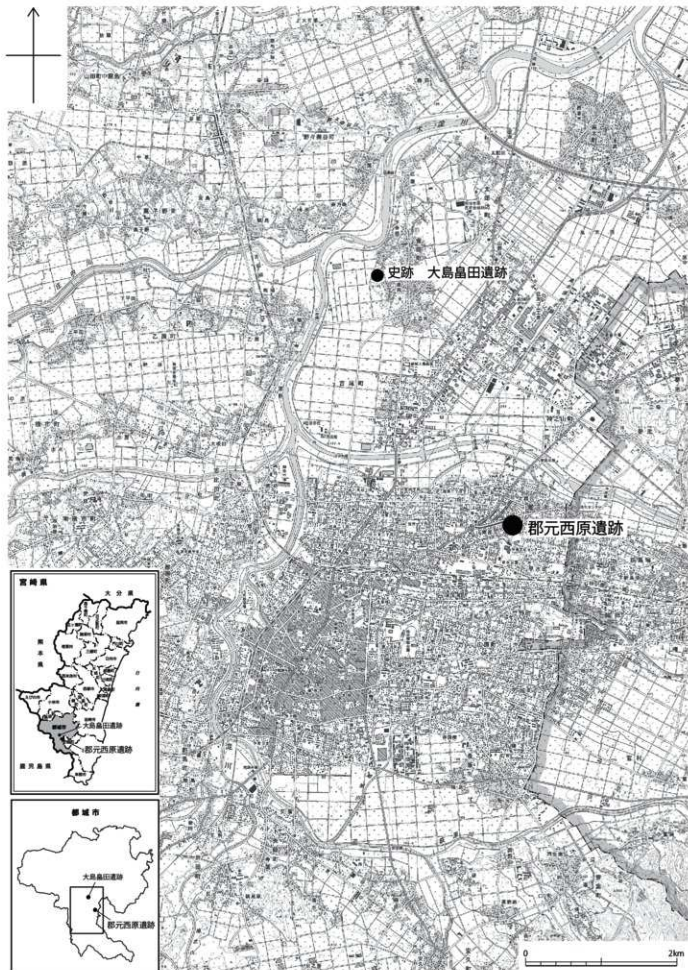
どちらも平安時代の遺跡ですが、大島畠田遺跡は古代社会が崩れていく中で生まれた新しい地方有力者の屋敷跡であり、郡元西原遺跡は中世的な耕地開発の始まりを示す大溝に囲まれた居館跡です。また、郡元西原遺跡は、都城盆地に始まり日本最大の荘園へと発展した島津荘の現地経営にかかわる施設であった可能性も考えられています。これら二つの遺跡は、古代から中世への転換を具体的に物語る遺跡であり、その評価が今回の指定につながりました。

シンポジウムでは、大島畠田遺跡と郡元西原遺跡を中心に、日本列島南端の都城盆地に残された古代・中世遺跡の歴史的価値について、わかりやすく紹介します。

都城市教育委員会教育長 児玉晴男

目次

I. 大島畠田遺跡と郡元西原遺跡の史跡指定について	1
II. 平安時代の南九州と大島畠田遺跡・郡元西原遺跡	9
III. 島津荘成立拠点地域における平安時代の考古学的調査研究の現状	17
用語解説	22



大島畠田遺跡・郡元西原遺跡 遺跡位置

I. 大島畠田遺跡と郡元西原遺跡の史跡指定について

文化庁文化財第二課 近江 俊秀

1. そもそも史跡とは何か

史跡とは、文化財保護法第109条の規定に基づき、文部科学大臣が指定するものである。

◎文化財保護法第109条

文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

また、記念物とは、文化財保護法により以下のとおり定義されている。

◎文化財保護法第2条

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）」

そのため、現状を変更する行為を制限するとともに、土地の公有化や整備事業に関する国庫補助金を利用することができる。

令和6年8月時点で、約1900件の遺跡が史跡に指定されている。この数は、一見すると多いように思われるだろうが、埋蔵文化財包蔵地（いわゆる遺跡）の数は、472,071件（令和3年文化庁調べ）なので、史跡に指定されているのはわずか0.4%にすぎない。

ちなみに宮崎県では、宗麟原供養塔（川南町）、千畑古墳（西都市）、西部原古墳群（西都市・特別史跡）、中ノ尾供養塔（日南市）、本庄古墳群（国富町）、今町一里塚（都城市）、生目古墳群（宮崎市）、南方古墳群（延岡市）、松本塚古墳（西都市）、新田原古墳群（新富町）、持田古墳群（高鍋町）、川南古墳群（川南町）、蓮ヶ池横穴群（宮崎市）、茶臼原古墳群（西都市）、安井息軒旧宅（宮崎市）、常心塚古墳（西都市）、都於郡城跡（西都市）、大島畠田遺跡（都城市）、穆佐城跡（宮崎市）、佐土原城跡（宮崎市）、本野原遺跡（宮崎市）、日向国府跡（西都市）、日向国分寺跡（西都市）の23件が史跡指定されている。戦前の指定が10件を数え、12件が古墳であるということが特徴と言えるだろう。

今回の指定は、すでに指定されている大島畠田遺跡^{おおしまはたけだいせき}と、郡元西原遺跡^{ごおりもとにしほりいせき}を「附」として追加するものである。附指定とは、建造物などの場合は、本体（建物）に関連する物品（部材や棟札など）や資料（設計図など）を一体的に保護する場合に行われる指定の方法だが、史跡の場合は、かつては寺跡とそこに瓦を供給した窯跡のように、本体と密接な関係を持つ遺跡や本体の価値を補完する、あるいはより高める遺跡などを対象に行われていた。最近では、このような場合、本体と一体的な価値を構成するもの

2. 史跡名勝天然記念物

特別史跡	63	史跡	1,895
特別名勝	26	名勝	429
特別天然記念物	75	天然記念物	1,040
計	174 (194)	計	3,364 (3,249)

（注） 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、（ ）内は重複件数を示す。

3. 附・重要文化財

種別・年代	件数	面積(㎡)	
本館(古墳)	総計	166	2,893
	附	140	2,730
	1区画	284	2,475
	2区画	232	1,929
	3区画	62	799
	4区画	49	640
	5区画	3	234
計	966	10,872	
史跡	2区画	231	15,419
	1区画	1,137	13,466

（注） 重要文化財の面積は、附の面積を含む。

1. 大島畠田遺跡と郡元西原遺跡の史跡指定について

として横並びで取り扱うのが一般的なのだが、今回はあえて附指定といたした。次に、その理由について、指定時の価値づけから見ていくこととする。

2. 大島畠田遺跡と郡元西原遺跡の価値はどのように説明されたのか

史跡指定にあたっては、遺跡の概要と価値を簡単にまとめた資料を作成する。これは「月刊文化財」という雑誌に掲載され、概要版は文化遺産オンラインで公開されているので、皆さんも目にすることができる。

その資料から、大島畠田遺跡と郡元西原遺跡の評価を見ていこう。

【説明資料本文】

大島畠田遺跡は、高木原^{たかぎばる}状地の西端部付近に所在し、大淀川^{おほよどがわ}と庄内川^{しょうないがわ}との合流点付近に広がる河川氾濫原に面した河岸段丘縁辺に立地する9世紀後半～10世紀前半を盛期とする有力者の居宅跡である。平成10・11年度に宮崎県教育委員会により行われた発掘調査で、四脚門や溝、柵とくぼ地によって区画された東西約70m、南北80m以上の区域の中に、桁行5間、梁行2間の身舎^{みやか}に四面廂^{よもぎ}と縁を有する大型掘立柱建物跡、中島をもつ池状遺構などが検出された。遺物は在土師器のほか、越州窯青磁碗を含む多量の輸入陶磁器、国産陶磁器、石製鋤具^{せきせいすき}が出土した。

遺跡の規模や立地、出土遺物の内容等から、この遺跡は河川交通における物資の輸送拠点であるとともに、地域開発を主導した富豪層の居宅である可能性が示された。富豪層の成立に象徴される律令国家の変容を具体的に知ることができる遺跡として、平成14年に史跡に指定された。

(ここまで、すでに指定されている大島畠田遺跡の概要と評価)

郡元西原遺跡^{おきなみづがわ}は、沖水川を見下ろす一万城原状地の北縁部に立地する。平成28年に道路建設に先立ち都城市教育委員会が実施した発掘調査で、古代末から中世にかけての大型溝状遺構のほか、中世の掘立柱建物跡、近世から近代の溝状遺構などを確認した。この溝が方形区画の屈折部分であると考えられたことから、同市教育委員会は翌年度から、遺跡の実態を解明するための地中レーダー探査や発掘調査を開始した。その結果、大型溝状遺構の西辺と南辺、さらに東辺と北辺にあたると思われる小型の溝状遺構を検出した。これらのことから、一辺50～60mのややいびつな方形区画が復元でき、その内部では掘立柱建物やピット群を検出した。大型溝状遺構は幅約6mで、最大深度約1.8m、底面幅1.2～2mで、断面は逆台形状である。埋土下位には12世紀後半～13世紀前半の霧島御鉢^{きりしまのみぼち}宮杉テフラが堆積し、それより上位は人為的な埋土となる。遺物には白磁瓶底部などの優品もあり、時期は11世紀後半～13世紀前半のものが多い。また、区画内からの出土遺物は、量的には11世紀後半～12世紀代の遺物が主体を占めるので、この方形区画は11世紀後半～12世紀前半の、南九州では類例が乏しい方形区画を伴う居館跡と考えられる。

(ここまで、郡元西原遺跡の概要)

都城盆地では、9世紀中頃～10世紀前半にかけて、複数の集落が形成されることから開発が大きく進展すると考えられる。また、大島畠田遺跡はこの時期の開発を主導した富豪層の居館と考えられるが、10世紀後半以降になると、集落数が減退し、11世紀になると再び遺跡数が増加する傾向がみられる。特に、郡元西原遺跡が所在する早水・郡元地域では、段丘上の開発と凹地帯の水田化が進展しており、郡元西原遺跡はこの開発の初源期における拠点施設と考えられる。

(ここまで、都城盆地の古代末から中世の動向)

このように、大島畠田遺跡は、急拡大する古代後半の開発をした富豪層の居館と考えられるのに対し、郡元西原遺跡は中世に段丘上と凹地帯の開発をした領主居館と考えられる。両遺跡

は、日本列島の南端にあって、古代から中世へと変化する社会を具体的に示す遺跡である。また、古代末期の富豪層の居館と考えられる遺跡も、中世前期の開発領主の居館跡と考えられる遺跡も現状保存の措置がとられた事例は全国的に見ても乏しく、ふたつの遺跡を一体として保存することは、古代と中世の社会、経済等を比較、検討することにもつながる。よって、郡元西原遺跡を大島島田遺跡の附として指定し、保護を図るものである。

このように、郡元西原遺跡を附指定し大島島田遺跡と一体的に保護することにより、古代から中世へと変化する社会の一端を垣間見ることができるところに主たる価値が認められている。もちろん、郡元西原遺跡を単体で指定することも考えられたのだが、この遺跡については、時期、規模は明らかになったが、現時点では、館の構造など、大島島田遺跡と比較するための情報が十分ではない。また、島津荘の「荘政所」の可能性が指摘されているが、このことについても、今後の継続的な調査研究が必要となる。

よって、現時点では、大島島田遺跡の附として、郡元西原遺跡を指定するのが妥当という結論に至ったのだが、言い方を変えれば、今後の調査研究により、郡元西原遺跡の価値がより一層、高まる可能性があるということである。

3. 大島島田遺跡の時代

(1) 中央集権から地方分権へと変化する時代

9世紀後半～10世紀前半の富豪層の居館跡が、なぜ、歴史的に重要なのか、まずそのことについて述べる。古代の日本は律令制による中央集権体制の樹立を目標とし、それを実現させた。しかし、8世紀後半頃から律令制が、次第に弛緩しはじめる。戸籍の偽造による脱税、中央官人や郡司ら地方官人による不正の横行、公民の逃亡、逃散、有力者による土地の私有化の進行など、様々な要因が複合したことにより、国家財政を支える税の徴収が困難になっていった。それは、9世紀後半以降、次第に加速化し10世紀には中央集権体制の崩壊へと向かった。

そのことを示す史料をいくつかあげよう。

【戸籍の偽造による脱税】

延喜2年(902)「紙本墨書阿波国板野郡田上郷延喜二年戸籍残巻」

名前が掲載された405名中、女性が351名。60歳以上が211名で、庸・調・雑徭・兵役が課せられる20歳以上60歳未満の男子は、わずか27名。

【逃亡・逃散】

「寒早十首」(菅家文章) 仁和2年(886)の初冬、讃岐の地で作った五言律詩の連作

第1首「走還の人(逃亡先から戻った人)」

何人寒氣早	何れの人にか	寒氣早き
寒早走還人	寒は早し	走還の人
案戸無新口	戸を案ずれど	新口無く
尋名占旧身	名を尋ねて	旧身を占ふ
天骨去來貧	天骨 去來せば	貧す
不以慈悲繁	慈悲を以て	繁がざれば
浮逃定可頻	浮逃 定めて	頻りなるべし

(現代語訳)

誰に 冬の寒さは早く訪れるのだらう

冬の寒さは早く訪れる (税の負担を逃れて他国へ) 逃げ出しながら帰ってきた人に

(戸籍で) 家を調べても 近年生まれた人(の記載)はなく

名前を尋問して 元の出身地を推測する

草の生える土地は 地元とは言えやせており
生まれつき（貧しいのに） 往来すると（さらに）貧しくなる
（もし役人が）慈悲でつなぎ止めなければ
（再び）逃げ出すこと きっと頻繁なはずだ

律令国家の地方経営は、地域を国郡一里（郷）に区分し、国には国府が置かれ、中央から役人が派遣され、郡には郡家が置かれ地域の有力者を郡司に任命し統治するというシステムだった。彼らは、律令の規定を忠実に実施する官僚だったが、このような社会の変化を受けて、次第に役割を変えていった。

政府の具体的な対応とは、税収を確保するため国司（守）の権限を強化することだった。それに伴い、国守の権限が拡大され、その結果、次のような変化が発生した。なお、権限が与えられた国守（親王が国守に任命されることになっていた常陸・上野・上総は介）を受領と呼ぶ。

- ① 国守が中央政府に対する税の貢納の責任者となる。
- ② 定められた税を中央に貢納すればよく、残りは国守が私物化できた。また徴税額は定められていないため、私腹を肥やすことも可能だった。
- ③ 国府の実務と国内の経営は、国守とその郎党、さらに地元の有力者によってなされるようになり、介（ただし受領となった場合は別）・掾・目と、郡司層は権限と役割を失った。

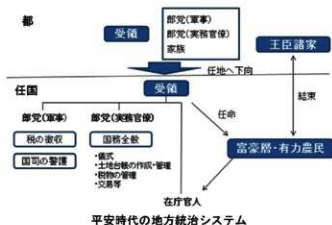
これらの動きは、中央集権体制を支えていた諸施設にも影響を及ぼす。まず官衙関係では、国府では、もともと国司らが政務にあっていた国庁は廃絶し、国司の私的空間である館が政務機能を持つようになり、郡家は9世紀前半頃に廃絶する。国分寺・国分尼寺も衰退し10世紀代には廃絶、さらに都と地方とを結ぶ幹線道路網も廃絶へと向かっている。こうした動きは全国で認められており、中央集権体制の解体を遺跡からも読み解くことができる。

(2) 富豪層の出現と院宮王臣家

平安時代前期に記された仏教説話集『日本霊異記』に「非理を強ひて債を徴り、多の倍を取りて、現に悪死の報を得る縁」という話が掲載されている。その概要を記そう。

宝亀七年（七七六）ころ、讃岐国美貴郡大領の妻で田中広虫女という富豪がいた。彼女は馬牛・奴婢・稲・銭・田畠等の財産を所有していたが、性来貪欲で酒に水を加えて売ったり、また小枿で貸与したものを大枿で償還させるなどして利潤をはかった。さらに出挙では利息を容赦なく取り立てるため十倍、百倍もの返済を迫られることになり、そのため多くの農民が家を棄てて逃亡、他国を放浪するような状態に追い詰められていたという。

ここに登場する田中広虫女という女性は、美貴郡の郡司の妻だが、独自に莫大な財産を有しており、それを人々に貸し付けることにより、利益を得ていたとある。こうした強い経済力を持つ「富豪之輩」と呼ばれる階層が8世紀中頃から出現していた。奈良時代の富豪層は、個人の財産を国に寄付することにより、官位を得たりしていたが、奈良時代後半頃には逃亡・逃散した百姓を雇い入れ、新たな開墾を行ったり、米や金銭を百姓らに貸し付けることにより、財をなすとともに、自らの配下に置いたりした。また、中央の有力者で、私有地の拡大を図っていた院宮王臣家（皇親や、上級官人）と、私的なつながりを持つことにより、權益の拡大と、自らの立場の保全に努めた。



また、富豪層は交易にも関与していたことが知られる。延喜3年(903)8月1日の太政官符には、次のように見える。

太政官符す まさに諸使、關を越えて私に唐物を買うを禁遏すべき事

右、左大臣(藤原時平)宣す。頃年、聞くならく、「唐人の商の船、來着の時に、諸院、諸宮、諸王臣家等、官使(唐物使)いまだ至らざる前に使を遣わし、争い賈う。また、郭内の富豪輩、遠物を心に愛し、直踊して(値段が高くとも)、貿易す。(以下略)

これは、大宰府にやってくる中国人商人から、院宮王臣家や富豪層が政府に先駆けて、優品を金に糸目もつけずに入手していたことを示している。唐物(中国製品)の入手は、貞観年間(859～877)頃から、中央から唐物使が大宰府に派遣され、都に送るものとそれ以外のものに区分し、都に送らないものを大宰府の監督下で民間交易へまわすというのがルールだった。

しかし実際には、院宮王臣家や大宰府管内の富豪層が、唐物使が来る前に先買いする事態も発生していたとある。こうしたところに、経済力にものを言わせ、政府の方針をもろともしない院宮王臣家や富豪層の姿が見て取れる。

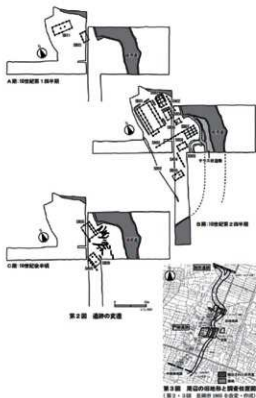
(3) 大島畠田遺跡と富豪層

9世紀中頃以降、都城盆地では集落が急増する。これは都城盆地でこの時期に、大掛かりな開発が進められたことを示すと考えられる。また、並木添遺跡や平田遺跡B地点では、直線的道路が敷設されていることからすると、これらの開発は小規模な開発領主が個々に行ったのではなくも何らかの方針のもと、計画性をもって進められたと考えられる。

大島畠田遺跡も、都城盆地の開発が進む中、9世紀後半に成立する。大型四面庇建物や池、格式の高い四脚門が検出されるなど、その姿は古代国家の役所跡とは異なり、むしろ平安京で見られる貴族の庭園に類似する。また、漆や鍛冶の工房跡が伴うこと、多量の貿易陶磁(越州窯系青磁の碗・大碗・水注、白磁)、国産陶器(緑釉陶器、灰釉陶器)と祭祀や宴会などに用いられる土師器杯がまとまって出土している。また、河川にも近接していることから、河川交通とのかかわりも指摘されている。これらのことから、地域の開発を主導し、交易にも携わった富豪層を館の主と見たのである。

8世紀後半になると平城京の宅地でみられるような、大型の掘立柱建物からなる居宅が各地で出現する。十万遺跡(高知県香南市)、長畑遺跡(滋賀県甲良町)、百済木遺跡(埼玉県深谷市)、多功南原遺跡(栃木県上三川町)などがそうした例で、ひととき大きな中心的建物に倉庫を含むいくつかの掘立柱建物群からなる遺跡は、この頃から出現する富豪層の居宅跡の可能性も指摘されている(官衙的な性格を認める場合もある)。それらの中でも、大島畠田遺跡と同様、富豪層の居館と評価されているものに、門新遺跡(新潟県長岡市)がある。門新遺跡は10世紀前半の成立であり、次のように評価されている。

「私出挙等の私的経済活動を行って急成長した富豪層が郡家の解体と共に郡家を持つ機能の一部(物資の輸送や交通、鉄器や漆器などの重要品の生産)を掌握し、さらなる勢力拡大のために造営した新しい地域支配の拠点(開発領主の居宅)」
大島畠田遺跡との共通点は、建物の規模の大き



門新遺跡変遷図

I. 大島畠田遺跡と都元西原遺跡の史跡指定について

さ、工房を有すること、河川交通とのかかわりが指摘できること、多量の土師器杯(皿)が出土することである。なお、門新遺跡からは漆紙文書が出土するなど、もともとは郡家が担っていた行政機能を、郡家の機能停止後に担った可能性が指摘されている。このことは、受領の誕生により、国・郡の行政機能の担い手が、官衙に勤務する官人から、国守の郎党や在地の有力者に移ったことを示している可能性がある。

都城盆地の場合、開発が活発化するのには、中央集権体制が弛緩しはじめる9世紀中頃からで、大島畠田遺跡は9世紀後半から10世紀前半にピークを迎えている。この時期は国家財政を立て直しのために、国家直営の田地である公営田(くえいでん)が大宰府管内などに置かれる時期である。ちなみに大宰府が所管する九州は、農業生産力に乏しい国が多く(『延暦22年(803)の『延暦交替式』で定められた公廩稲の規定量を満たしているのは、『延喜式』によると肥後国のみ(ただし薩摩・大隅については生産力がそもそも乏しいため、規定量そのものが低く設置されている)。そうした事情もあってこの時期に、公営田の設置をはじめとする耕地開発がなされたと考えられる。そして、その効果は確実に現れたとみられる。それは、9世紀初頭には公廩稲4万束とされていた薩摩・大隅国が、10世紀初頭には8.5万束となっていることから想像される。公営田はおおむね9世紀代に置かれたもので、10世紀には見られなくなる。こうした動向と照らし合わせると、都城盆地の開発も大宰府が主導した公営田の設置とも関係するかもしれない。

なお、この時期は農業技術にも進歩がみられる。小谷地遺跡・中谷地遺跡(秋田県南鹿市・五城目町)では、奈良時代後半から平安時代初めの大がかりな灌漑施設が発掘されている。河川から木樋によって引き込んだ水を太陽光によって暖めたのちに、水田に引き入れる仕組みになっており、寒冷な土地における水田耕作に対する工夫がみられる。こうした技術は、生産力の増大を狙ったものと考えられ、単に開墾するだけでなく農耕技術の改良が行われたことがうかがわれる。

表 10世紀初頭における九州諸国の耕地の状況

国名	区分	人口(推定)	耕地面積(町)	正税(束)	公廩稲(束)	計
筑前	上国	102,000	18,500	200,000	200,000	400,000
筑後	上国	50,000	12,800	200,000	200,000	400,000
肥前	上国	44,000	13,900	200,000	200,000	400,000
肥後	大国	90,000	23,500	400,000	400,000	800,000
豊前	上国	43,000	13,200	200,000	200,000	400,000
豊後	上国	47,000	7,500	200,000	200,000	400,000
日向	中国	28,000	4,800	150,000	150,000	300,000
薩摩	中国	37,000	4,800	86,040	85,000	171,040
大隅	中国	35,000	4,800	85,000	85,000	170,000

人口 = 郷数 × 50戸 × 20人 正税 令制国内にある正倉に蓄えられた稲穀・額稲 公廩稲 諸国におかれた貸し付け用の稲

※『延暦交替式』の規定。大隅40万束、上国30万束、中国20万束(薩摩・大隅国は4万束)、下国は10万束(飛騨・隠岐・淡路国は3万束、志摩国・志岐嶋は1万束)

(4) 大島畠田遺跡と古代集落の終焉

大島畠田遺跡は、10世紀前半にピークを迎え、その後廃絶する。全国的に見ると、古代集落は、概ね10世紀後半頃に姿を消す場合が多い。関東では、この頃に前後して台地上に大規模な掘立柱建物を設けた居館と考えられる遺跡が出現する。そして、こうした遺跡からは、しばしば武器の出土がみられる。一方、畿内では、11世紀中頃に前後して平野部に方半町から1町規

模の周囲を堀で囲んだ方形の居館がみられるようになる。こうした居館は、防御性を重視しているようで、武士の館である可能性が考えられるが、その立地からこの時期、出現する新たな開発領主の館の可能性も指摘されている。また、集落の様相は古代のそれとは大きく異なり、住居と考えられる竪穴建物や掘立柱建物が密集するような集落は認められなくなる。

大島島田遺跡は、こうした全国的な動向よりやや早く廃絶へと向かっている。このことは、9世紀後半から活発化する都城盆地の開発の主体を考える上でも重要で、さらには大島島田遺跡の屋敷の主な性格考える上でも重要である。そのことを考えるにあたって、都城盆地における次の開発の画期、すなわち郡元西原遺跡の時代について見て行こう。

4. 郡元西原遺跡の時代

(1) 島津荘と郡元西原遺跡

郡元西原遺跡の性格として、島津荘の「荘政所」の可能性が指摘されていることは先に述べた通りである。荘政所とは荘園の経営拠点であり、この地に成立したとされる島津荘との関係が指摘されるのである。島津荘は、正応元年（1288）頃に島津荘官達が幕府に提出した訴状写と建暦3年（1213）4月〇日付僧智恵慈状案から、万寿年間（1024～1028）大宰府の官人、平季基が「無主荒野之地」を開墾、関白藤原頼通に寄進した荘園であることが知られている。島津荘が置かれたとされる11世紀前半、大宰府は府官を用いて、土地の集積を進めたが、これは管内諸国の受領達や寺社などとの対立へとつながった。また、この時期には都城盆地以外でも、大宰府官人による「開発」が九州各地で進められており（豊後国日田郡・筑前国御笠東郷・肥前国小城郡など）、平季基による島津荘立荘も、こうした大宰府府官による「開発」活動の一つであったと評価できる。

平季基は、長元2年（1029）に大隅国府を焼亡させた罪により、太政官から召喚命令が出されている。このように島津荘の開発は様々な軋轢の中、進められたと考えられるが、ここで注目すべき点は、季基が大隅国府を襲ったのは自らの意思であったと考えられることである。季基は、召喚命令を受けて、大宰大貳藤原惟憲に絹を贈り、朝廷への報告書から自らの名を除外させている。さらに、藤原惟憲の主人の関白藤原頼通に島津荘を寄進したのも（このころ惟憲は大宰大貳の職を離れ都に戻っていた）、大宰府の意思とは関わりなく、自らの意思あるいは惟憲らとの私的な関係で土地を扱うことができたことを示している。

これらのことから、季基による開発とは、大宰府という権威とその要請を背景にしたものであったが、それは受領のもとで開発をする郎党と富豪層と同質のものであったと考えられる。そのため大隅国府や大隅国一宮である大隅正八幡宮との対立が発生したのである。先述したように、受領は中央への納税さえ確実に行えば、それ以外の事、つまり微税や土地開発も自由に行うことができた。おそらく、季基も大宰府への一定額の納入さえ行えば、それ以外の事は彼の裁量権に委ねられていたと考えられる。それが、国衙との対立で予期せぬ事件を起こしてしまったため、自らの立場と権益を守るために、関白への寄進という形をとったと考えられる。

なお、このようなトラブルは肥後でも起こっており、『春記』長暦4年（1040）4月13日・21日条には、大宰権帥藤原隆家の郎頭で、肥後国の人である平則高（菊池則隆）らが租税の運上使として上洛し、肥後の前国司貞任を殺害した事件が記されている。

郡元西原遺跡の成立は、11世紀後半～12世紀前半なので、島津荘が藤原頼通に寄進されて以降に造られたと考えられる。ただ、この遺跡の周辺の開発は11世紀後半以降に開始されるとみられることから、摂関家による本格的な開発に伴い設置された施設である可能性が高い。なお、先にみたように、11世紀中頃は畿内においても平野部に方形居館が成立するなど、新たな領主層による開発が活発化した時期であり、郡元西原遺跡を拠点としたと考えられる都城盆地の開発も全国的な耕地開発と期を一にして行われたと言える。このことは、摂関家や有力

寺社を主体とする、中世的な荘園開発の一端を示していると考えられるのである。

(2) 古代から中世へ

10世紀後半～11世紀中頃にかけての集落の動向は全国的に見てもよくわからないことが多い。つまり、その時期の遺跡が希薄なのである。本当に遺跡が希薄になるのか、それらの時期の遺跡が認識しにくいだけなのかは検討の余地がある。それというのも、関東や中部、北陸では10世紀中頃に食器や調理具が土器から、鉄器や木器に変化するようであり、土器そのものの出土量が減少している。つまり、年代の決め手となる土器があまり出土しなくなるので、見つかった遺跡の時期認定が難しいという問題がある。そして、11世紀中頃になると、全国的に碗、皿、壺、甕、すり鉢からなる単純な中世的土器様式が成立し、それらを多量に投棄する遺跡も認められるようになるので、遺跡の把握がしやすくなる。結果として、その間の時期の遺跡が少ないように見えてしまうのである。

そうした問題がある一方で、大島畠田遺跡など、10世紀前半までの遺跡が廃絶したのは、事実であって、そこに何らかの画期を見出す必要があるのは事実である。その要因として、気候変動による乾燥化など環境変動に要因を認める考え方が一方で、開発を支えた大規模な灌漑システム等を維持できる勢力が衰退したという見方もできる。事実、11世紀の初頭、律令的な土地支配システムの復興、例えば延喜の荘園整理令に象徴されるような、勅旨田の廃止や権門寺社への荘園の寄進の禁止などが行われている。荘園停止令はその後も繰り返されるなど、その実効性について疑問があるものの、少なくとも地域の開発や耕地の維持に関して何らかの影響を及ぼしたことだろう。具体的に言えば、10世紀の開発が、名目上とは言え律令による統治システムによって国郡単位で面的に行われたものが、一定エリアの中で公認、非公認の土地が発生したことにより、体系的な水利システムを維持することが困難になったと考えられる。そうしたことも、耕地を荒廃させる要因になったと考えられる。

島津荘は都城盆地の中でも、郡元西原遺跡付近から開発が始まり、平季基らが段階的に拡大を図ったと考えられる。つまり、いったん荒廃した土地に新たな水利システムを構築していたと考えられる。その原動力となったのは、大宰府や国衙などの伝統的な権威であるが、あくまでもそれは表向きであって、現実的にはそうした立場を利用した私的な開発、つまり摂関家などの権門寺社の私的な経済活動だったと考えられる。これが、中世的な土地開発のシステムであり、郡元西原遺跡はそうした中世的な土地開発の一端を示していると考えられる。

5. 大島畠田遺跡附郡元西原遺跡への期待

元暦2年(1185年)8月17日付で源頼朝より、摂関家の家司である惟宗忠久が島津荘の下司職に任命された。忠久は諸国で守護や郡地頭職に任命されているが、その中で最も広大な島津荘を本貫にしようと「島津」姓を名乗った。おそらく、都城盆地の開発もこれにより、新たなステージへと向かったのだろう。つまり、征西御家人による土地開発である。熊本県では球磨川などの大河から、用水を引き込み沖積地の開発が行われていることが確認されている。河川交通の掌握と耕地開発、さらには取水口などに宗教施設をもうけるなど経済のみでなく信仰も含めた地域支配がなされるようになる。島津による都城盆地の開発も気になるところである。

いずれにせよ、都城盆地の開発は大島畠田遺跡、郡元西原遺跡などのそれぞれの時代の開発拠点が明らかになりつつあり、考古学から開発の実態に迫ることができるようになった。また、都城盆地全体を俯瞰し、遺跡や開発の動向について精緻な研究が進められている。こうした地道な調査研究が、日本史上の大きな課題である古代社会から中世へという時代の転換期の実態の解明に寄与している。今後の調査研究をおおいに期待したい。

II. 平安時代の南九州と大島畠田遺跡・郡元西原遺跡

ラ・サール学園 永山 修一

はじめに

『古事記』大八洲生成条には、「次いで、筑紫島を生みき。此の島も亦身一にして面四つ有り。面毎に名有り。故、筑紫国は白日別しろひわかとい謂ひ、豊国は豊日別とよひわかと謂ひ、肥国は建日向日豊久土比泥別たけひむかひとよひくちひぢいと謂ひ、熊曾国は建日別たけひわかと謂ふ。」とあって、熊曾国は、令制の日向・大隅・薩摩の3国に対応している。

天武十一年(682)に大隅隼人・阿多隼人が夷狄として朝貢を開始した。隼人居住地に、律令制度の浸透を図る政府と隼人は、文武天皇三年(699)、大宝二年(702)、和銅六年(713)、養老四年(720)の4度にわたり軍事的に衝突した。その間、政府は、大宝二年に薩摩国を、和銅六年に、日向国の4郡を割いて大隅国を設置した。

日向・大隅・薩摩3国の国司には、「鎮押、防守」という特殊な任務が規定されており、国内に設置されていた城柵を管理し、その守備兵には肥後や豊前・豊後国からの計画的な移民が宛てられた(肥後国合志郡・飽田郡・宇土郡・託万郡→薩摩国高城郡合志郷・飽田郷・宇土郷・託万郷、肥後国山鹿郡・八代郡→日向国諸県郡山鹿郷・八代郷、豊前国・豊後国大分郡→大隅国桑原郡豊国郷・大分郷)。

『続日本紀』天平神護二年(766)六月丁亥(三日)条には「日向、大隅、薩摩三国に大風あり。桑麻損じ尽す。詔して、柵戸の調庸を取むること勿らしむ。」とあって、南九州における軍事的な緊張が完全には解消されていないことがわかる。

一方、大隅・薩摩両国では、隼人に対する律令制の諸制度が徐々に浸透していった。『類聚三代格』巻8調庸事の延暦四年(785)十二月九日付太政官符によれば、日向国の百姓が課役を忌避して大隅・薩摩国に浮浪する実態が報告されている。これは、賦役令辺縁国条の規定により、辺遠国に住む公民の負担が、一般国の公民の負担より軽減されていたことを利用したものと考えられ、また大隅・薩摩両国において、人口の把握、すなわち戸籍・計帳の整備が進んでいたことを示している。日向・大隅・薩摩の3国は、古くから深い繋がりを持った国々であった。

1. 平安時代前期の南九州

『類聚国史』巻159田地上、口分田の延暦十九年(800)十二月辛未(七日)条には、「大隅・薩摩両国の百姓の墾田を取めて、便に口分に授く。」とあって、薩摩・大隅両国で班田制の完全適用が実現されたことが分かる。また、『類聚国史』巻190風俗隼人には、延暦二十年(801)六月壬寅(十二日)条に「大宰府をして隼人を進むることを停めしむ。」、同延暦二十四年(805)正月乙酉(十五日)条には、「永く大替隼人の風俗歌舞を停む。」とあって、6年ごとの実施が制度化されていた隼人の朝貢が終了したことを伝えている。これによって、大隅・薩摩両国に住む人々は隼人と呼ばれることがなくなり、大隅・薩摩両国は、律令制の諸原則が適用されることになった。ただし、8世紀に淵源をもついくつかの点について、日向国と大隅・薩摩両国とは、異なる点も存在した。

まず、国分寺の維持財源の問題である。令制国は、そこに派遣される国司の員数によって、大上・中・下の4等級に分けられていた。大隅・薩摩両国は、隼人居住地であったため、守・掾・目を配置する中国とされていたが、財政的には正税・公廩本稲数は各4万束であって、10万束を基準とする下国に遠く及ばなかった。弘仁十一年(820)に撰上された『弘仁式』主税によ

れば、国分寺の維持財源確保のため、大隅国分寺料の出挙は日向国が、薩摩国分寺のそれは肥後国が実施していた。

また、東北地方経営の進展にともなって、帰降した蝦夷が俘囚として全国に移配されることになった。『続日本紀』神龜二年(725)閏正月己丑(四日)条に、俘囚578人を筑紫に配するという記事があり、天平十年(738)の「筑後国正税帳」に俘囚62人、『続日本紀』宝龜七年(776)九月丁卯(十三日)条には陸奥国の俘囚395人を大宰府管内諸国に、同十一月癸未(二十九日)条には出羽国の俘囚358人を大宰府管内諸国並びに讃岐国へ移配するとの記事がある。『日本紀略』延暦十四年五月丙子(十日)には、「俘囚の大伴部阿豆良らの妻子親族六十六人を日向国に配す。俘囚外従五位下吉彌侯部真麻呂父子二人を殺すを以てなり。」とあり、『続日本後紀』承和十四年(847)七月丁卯(四日)条には、「日向国の俘囚の禄料稲一万七千六百束を減し省く。俘囚の死に尽くし、存者の員少きを以てなり。」とあって、『延喜式』主税によれば、日向国の俘囚料は1101束となっていた。847年以前の段階で、日向国に17600束以上の俘囚料が設定されており、847年に17600束減らされ、その後の曲折は不詳であるが、『延喜式』段階ではわずかに1101束となっている。847年以前は17600+1101=18701束以上であった可能性が高い。天平十年(738)筑後国正税帳によれば、俘囚1人に1日2把となっているから、この基準でいくと、俘囚1人あたり1年に70束8把が必要となるから、847年以前は264人以上の俘囚の料が計上されていたと考えられる。宮崎市の学園都市遺跡群では、東北地方との関連をうかがわせる土器が出土しており、日向国に移り住んだ俘囚との関連も可能性も指摘されている(今堀屋毅行2024)。一方、『延喜式』主税には、大隅・薩摩国に俘囚料は設定されておらず、単人居住国であった大隅・薩摩両国に、俘囚は移配されなかったと考えられる。

9世紀前期には、大宰府管内で飢饉・疫病が相次ぎ、収入の減少と賑給等による支出の増大に悩んだ大宰府は、弘仁十四年(823)に公営田制を導入した。公営田制は、村里の頑健で才知に秀でた者を選んで正長として、1町以上を預けて田の経営を委任するもので、日向・大隅・薩摩国にも公営田は設定されているから、日向・大隅・薩摩国内にも正長に任じられるような有力者が台頭していたと思われる。

鹿児島県薩摩川内市京田遺跡出土木簡は、嘉祥三年(850)三月十四日に、高城郡あるいは薩摩郡の大領薩麻公(名は欠)と擬少領が、九条三里に所在する2段の水田を勘取(差し押さえ)することを、諸の田刀祢に告知するものであり、田刀祢は、有力農民をさす田堵の語源ともされている(扉尾達哉2006)。

『日本三代実録』貞観八年(866)正月八日乙酉条には、「日向国の人従七位日下部清直に借外従五位下を授く。」とあり、借五位は私物を提供して国の財政を助けたり、百姓にかわって調庸を納めたり、貧民救済に対する褒賞としてが授与されることが多かったから、日下部清直も、私物提供などを行ったことによって昇叙された可能性が高く、「富豪之輩」であった可能性が高い。

このような有力者の台頭と関連があると考えられる事件が起こっている。嘉祥三年(850)正月に従五位下で日向守に任じられた嗣峯王は、5年の任期を終え、斉衡二年(855)正月に藤原頼基が後任の日向守に任じられた。『文徳実録』斉衡二年(855)閏四月丙午(二十八日)条によれば、日向守嗣峯王が兵を發して、推訴使の田口房富を殺そうとしたと、大宰府が馳駅(緊急の使者)を發して報告してきたので、嗣峯王の官爵を免する詔が出された。嗣峯王は、その後姿を隠したようであるが、『文徳実録』天安元年(857)正月乙卯(十六日)条によれば、密かに京に戻っていたとこそを捕らえられ、右京職に散禁された。この記事には「嗣峯王、先ず告げられ、將に詔使を殺さんとす」とあることから、嗣峯王は訴えられて、その訴えについて天皇が派遣した使(推訴使・詔使)を殺そうとしたものである。嗣峯王は、貢租・労役の集取、郡司や在地土豪との対立にあたって武力を行使したものと考えられ(笹山晴生1976)、そのために日向国の百姓あるいは国司・郡司らに訴えられた可能性が高い。

『類聚三代格』巻7牧宰事 齊衡二年(855)二月十七日付太政官符によれば、大宰府の召しに応じない管内国司に対する罰則が定められ、使いを派遣して事実関係が明らかになった場合、五位以上はその位禄を奪うこととなった。9世紀半ば以降、大宰府は管内諸国への介入を強めるようになり、必要に応じて管内諸国の国司を大宰府に出頭させるようになっていた(佐々木恵介2018)。嗣岑王の事件は、この太政官符の直後の日付を持っているから、嗣岑王は、国内の諸勢力ばかりか大宰府とも対立していた可能性が考えられる。

さて、日向国諸県郡は、日向国の3分の1ほどを占める広大な郡であり、その郡家は、本庄古墳群(国富町、国史跡)の存在などから、郡の北東に位置していたと考えられる。農民たちは、郡家に調庸等を納めなければならなかったため、広大な郡の場合、郡内にいくつかの郡家別院と呼ばれる施設が設けられ、そこに貢納することになっていた。9世紀に初めて登場する大島高田遺跡は、当初公的機関の性格を有していたようで、これは郡家別院であった可能性も考えられる。その後、有力者の私宅としての性格の施設へと変化していくと考えられている。その有力者は、前豊後介中井王の例などから、日向国司および国司に近い者、あるいは国司と良好な関係をもつ地元の有力者層、国司と結託した大宰府官人や王臣子孫之徒などの可能性も指摘されている(柴田博子2018)。

2. 平安中期の南九州

律令制度の基本は、人々を戸籍や計帳によって把握し、彼らから徴収する税や、労役・兵役などによって社会を運営していくものであったが、戸籍・計帳の作成や税の徴収や輸送などは郡司の責任においてなされており、政府の民衆支配は、郡司ら地方の有力者(在地首長)が古墳時代以来保持していた伝統的な支配力に依拠する部分が大きかった。しかし律令制度の浸透は、在地首長の伝統的な支配力を弱め、また新興勢力の台頭などによって、従来の支配機構が十分に機能しなくなっていった。税の未納(未進)や、納税の遅れ(違期)、さらには税の質の低下(麤悪)などによって、財政の悪化がすすんだ。9世紀以降、律令制を支えていた、あるいは律令制に支えられていた駅伝制などの交通制度、籍帳制度、統治の拠点としての国府・郡家などは、10世紀には姿を消していくことになる。

10世紀初頭、醍醐天皇の時代の延喜の改革では、戸籍造りや班田が行われ、律令制の再建を目指したが、十分に成果を上げることはできなかった。9世紀～10世紀に政府は、税の確保をめざして、徴税のあり方を大きく変更していった。課税対象を人とする体制から、土地を名という単位に編成し、名を耕作する有力農民である負名に徴税を請け負わせる体制に変更し、税目も従来の租・調・庸・雑徭などを改めて、官物・臨時雑役などに再編した。また、税率までも含めて国政を国司の官長(多くの場合は国守、この地位を受領とよぶ)に委任するとともに、税の納入状況にもとづいて受領の勤務評定を厳密に行う仕組み(受領功過定)によって受領を統制し、税の確保に努めるようになった。これは、都に決められた税を納めさえすれば、私腹をこやすことも可能となったことを意味しており、苛政を行う受領も多かった。

『今昔物語集』巻29第26話に「日向守 書生を殺すものがたり」という話がある。大略を述べると、日向守某は、新任が来るまでの間に、交代用の書類を書生に捏造させ、書生は身の危険を感じたが、逃げられなかった。やがて書類が整うと、日向守は都から引き連れてきていた郎党たちに書生を捕らえさせて射殺させた。その間には、「年老いた親に姿を合わせてほしい」と書生が郎党に懇願するといったやりとりがあり、非情で残忍な日向守の姿が描かれている。これは正暦三年(992)に日向守に任命された藤原保昌の可能性があると(野口実1998)。

また『北山抄』巻10史途指南 古今功過定には、大隅守弓削仲宣の記事がある。仲宣は、前任者からの引き継ぎを受けたものの、後任者がその引き継ぎ内容を問題としたため、公卿会議で合格をもらえないまま、死去してしまった。

さらに『宇治拾遺物語』巻9第6話『歌を詠んで罪を許される事』に登場する大隅守は、怠慢な郡司を国府に呼び出して笞で打とうとしており、管国支配の強化を図っていることが分かる。ただし、この郡司は白髪の老人であったため、哀れを催した大隅守は、郡司が詠んだ「年を経て 頭の雪は つもれども しもと見るにぞ 身は冷えにける」という歌に免じて許してやったという。この歌は、11世紀初頭に成立の勅撰和歌集である『拾遺和歌集』雑下にも採られており、その詞書きによれば、大隅守は、770年代に任命された桜島忠信であった。なお、鹿児島県霧島市の大隅国府跡（気色の杜遺跡）では、和歌の下の句を記した10世紀代の土師器の高台付坏が出土している。

3. 島津荘の成立と拡大

8世紀後半～12世紀の都城盆地における遺跡分布の動態に関する柴畑光博氏の研究によれば、9世紀中頃から10世紀前半には盆地のほぼ全域にまんべんなく遺跡が分布するようになり、明らかに遺跡数の増加が認められ、これはこの地域における急激な開発ラッシュを反映していると考えられる。しかし、これらの遺跡の多くは、10世紀後半以降に衰退・断絶したと推察され、遺跡数の減少に伴い、管理の行き届かなくなった多数の荒廃耕地が出現した可能性が考えられる（柴畑光博 2022）。

いずれも同時代史料ではないが、「島津荘官等申状」（『薩藩旧記雑録』前編巻九 正応元年（1288）or 同四年（1291））、建暦三年（1213）四月「僧智恵愁状案」（「長谷場文書」）、『三侯院記』などによれば、島津荘は、万寿年中（1024～28）に、大宰大監平季基がかつての島津駅付近の無主荒野の地を開発し、宇治関白家（藤原頼通）に寄進して成立したとされる。

右大臣藤原実資の日記である『小右記』長元二年（1029）八月二十一日条に次のような太政官符案が載せられている。

太政官、大宰府に符す、応に早く使者に附して大監從五位下平朝臣季基並びに男散位從五位下兼光及び兼助等を召し進むべき事。

使右衛門家主笠孝良、從二人、火長一人。

右、右大臣宣すらく、勅を奉るに、大隅国、件の季基等国庁・守館・官舎・民烟並びに散位藤原良孝の住宅を焼亡し、及び財物を掠取し、雑人を殺害するの由を言上す。仍りて勘札せしむ。宜しく彼の府に仰せて管内に下知し早く使者に附して其身を召し進めしめよれば、府宜しく承知し、宣に依りて之を行へ。使者往還の間は例に依りて食・馬を給へ。路次の国亦宜しく此に准ずべし、符到らば奉行せよ。

右大弁源朝臣 左大史小槻宿禰

長元二年八月七日

これは、平季基らによる大隅国府焼き討ち事件に関する記事である。『小右記』の関連記事によって、この事件の経緯を見ておく。

おそらくは長元元年（1028）年に、平季基とその息子兼光・兼助らが、大隅国庁・守館・官舎・民家と藤原良孝の住宅を焼き討ちし、掠奪や殺人を行った。九州では大宰府が管内諸国を総管することになっており、各国からの政府への報告は大宰府經由で出さなければならなかったため、大隅守船守重は、平季基・兼光・兼助の名を記した大隅国解（報告書）を大宰府に提出した。しかし、大宰府の事実上のトップであり関白藤原頼通の家人でもあった「食欲の者」とされる大宰大貳藤原惟憲は、季基の名だけを載せた解を提出した。大隅守は、大宰府に善処を求め、大宰府はいちおう兼光らを逮捕するための府官（大宰府の官人）を派遣したが、逮捕以前に船守重は大隅守の任期が切れたため、船守重はこれ以上大宰府に訴えることができず、政府に直接大隅国解を提出し平季基・兼光・兼助らの名を報告した。平季基は、平将門を討ったことで知

られる平貞盛の弟重盛系の平氏で、刀伊の入寇の際に活躍した平為賢の一族とみられ、鎮西平氏（肥前・薩摩平氏）の祖になったと考えられている（野口実 2017）。

これに対して、大宰大貳の任を終えていた藤原惟憲が、大隅国司が大宰府の頭越しに提出してきた解は越訴に当たるので、これを用いることはかえって罪に用いると言って、関白藤原頼通を説得し、平季基・兼光・兼助の名が載せられている大隅国解を用いることを妨害していた。船守重は右大臣藤原実資の家人であり、実資に対してこうした事情を報告していたようで、実資は、関白頼通に対して、事情を説明した上で、大隅国司守重の行った行動は越訴には当たらず、惟憲の言動は、季基を免責するための謀略であると伝えた。これをうけて、九月五日に関白頼通は、実資に対して、平季基を召喚する太政官符に大隅国解を引用するのは問題であるから、大宰府の解を引用したうえで、平季基らの名を載せて召喚してはどうかと言ってきた。実資は、その通りにして、太政官符を作り直すべきであると頼通に申し送った。実資は、これより前の七月十七日条にも「九国二島の物、底を掃ひて奪ひ取る。唐物も又同じ。すでに恥を忘るるに似たり。近代は富者を以て賢者と為す。」との惟憲評を記している。

さて、『小右記』には、大隅掾為頼や大隅国住人延嘉、薩摩守巨勢文任、大隅国住人藤原良孝らから実資のもとに、檳榔・夜久貝（ヤコウガイ）・赤木・蘇芳などの南島産品や色革の九州産品、茶碗・唐硯などの唐物が送られている。大隅掾為頼・薩摩守巨勢文任は実資の家人であり、すでにみたように大隅守船守重も実資の家人であった。また、延嘉も大隅国司の一員であった可能性が高く、藤原良孝は、政治工作として、実資に進物を行っている。見方を変えると、実資は、みずからの関係者を南九州に送り込み、南島産品を確保していたとも言えるのである。南島産品などは貴族層の垂涎の品であり、政府の関心が南方に向いていたことが分かる。なお 200 年ほど後の史料ではあるが、源通方（1189-1239）編の『筋抄』には「毛車」の項に「執柄家の礼の人檳榔毛を用ふ【檳榔、前関白近衛頼朝西志摩戸庄の土産云々、仍りて所望し之を用ふ云云】」とあって、志摩戸庄＝島津荘が、南島産品入手の窓口となっていることが分かる。

藤原良孝については、国司として赴任後大隅国に土着し、散位とはいえ、国衙内部に一定の地歩を持ったかなり有力な人物だったのではないかとする説（永山修一 1995）と、在地性の強い任用国司あるいは在庁官人クラス的人物ではないかとする説（森公章 2019）があるが、いずれにしても大隅国の有力者であり、季基と対立し、その居宅が焼き討ちされている。

11 世紀初頭には国衙の荒廃公田開発奨励政策などが出されることもあった（寛弘九年（1012）正月二十二日付和泉国符案）。これは国司主導、受領主導で、荒れ果てた田を再開発するというものである。また、大宰府管内では、府官を走狗として管内各地で強力な支配を実現しようとする大宰府官長と、大宰府の掣肘を排除し任国で強力に行政を推進しようとする受領とのあいだで激しい闘争が展開されていた（佐々木恵介 2018）。

大隅国をめぐる、関白藤原頼通—大宰大貳藤原惟憲—大宰大監平季基のラインと、右大臣藤原実資—大隅国守船守重—大隅国住人藤原良孝のラインという二つのラインがあって、これが競合していたと考えられ、大隅国府焼き討ち事件は、万寿年間に都城盆地に成立した島津荘を、大隅国・薩摩国へ拡大する動きの中で起こった事件と評価することができる。

島津荘の成立がなぜ万寿年間であったかということについて、小川弘和氏によれば、寛仁三年（1019）の刀伊の事件（刀伊の入寇）で、刀伊（女真族）が九州などに攻めてきて、九州で激しい戦いがあり、この翌年には南蛮人が薩摩国に襲来する事件が起こった（『左経記』寛仁四年（1020）閏十二月二十九日条「南蛮賊徒薩摩国に到り、人民等を虜掠するの由」）。刀伊事件や南蛮襲来事件は、大宰府を中心にその鎮圧が図られ、それは、周辺海域治安維持の軍事態勢強化に支えられつつ、交易・外交の管理窓口機能を確立するためのものでもあった。南九州を場とする南島交易についても、大宰府主導の秩序形成と交易体制管理の必要を強く意識させる契機となり、それを大宰府が直接管轄するといったような流れの中で、南九州に支配を広めようとしていったのではないかと、としている（小川弘和 2016）。

さて、島津荘がその後どのようになっていくか、分からないところが多い。『日本紀略』長元三(1030)年正月二十三日条によれば、平季基は左衛門陣に召喚されて取り調べを受けたが、『小右記』長元四(1031)年正月十三日条には、季基が唐錦1疋・唐綾2疋・絹200疋・総鞆色革100枚・紫革50枚を右大臣実資へ進上したという記事があるため、季基が処罰された形跡はないといわざるを得ない。島津荘の大隅国への拡大は一応の成功を見たと考えられる。大隅国内では、長久年中に国司が、四季転読大般若經の供料所として始良荘を大隅正八幡宮に寄進した(「桑幡家文書」暦応二年(1339)十一月日付正八幡宮講業・殿上等訴状写)。日隈正守氏によれば、始良荘は、平季基の弟良宗が開発したものであり、季基と良宗は政治的な立場を異にしていたという。始良荘の寄進は、島津荘の拡大に対する、大隅国司側の対抗措置であったともされる(日隈正守2014)。

小川弘和氏によれば、島津荘が展開した薩摩・大隅・日向南部は、国府の影響力が不安定・不十分な地域であり、開発主体たる諸入植勢力と国府との流動的な関係の中で「院」という所領枠組の設定と廃止が繰り返され、大宰府による辺境掌握が単独ではなし得ずに、摂関家の権威を持ち込む必要があったという(小川弘和2016)。

こうして拡大した島津荘は、しかし、寛徳二年(1045)の荘園整理令以降の荘園整理によって、公領に戻された部分もあったと考えられる(永山修一1995)。11世紀後半段階における島津荘の動きを文献から知ることは難しい。

摂関家では藤原忠実が、父師通(1062～99)の死後、若年を理由に関白に就任できず、長治二年(1105)ようやく堀河天皇の関白に任じられた。嘉承二年(1107)鳥羽天皇が即位すると、摂政となったが、一貫して白河上皇の風下に立っていた。

忠実側は、大隅国司の支配に反発する在地領主たちに働きかけて、大隅国内で島津荘寄郡を拡大していった。12世紀初期、串良院・肝付郡域を島津荘寄郡域化し、曾野部・小河院内に島津荘寄郡を設置し、また彌寝北保・鹿屋を島津荘寄郡域化し、財部院・深河院内、種子島内において島津荘寄郡域化が推進された。さらに帖佐郷が、藤原忠実の所領となった。

島津荘寄郡は、所当を二分して国司と荘園領主、雑公事を荘園領主が収納する特殊型半不輸領で、通常の半不輸地より荘園領主(摂関家)の支配力が強力であった。

保安元年(1120)、忠実は、その娘の鳥羽天皇への入内問題で白河上皇の怒りをもって内覧を停止され、事実上失脚した。忠実失脚中の時期、大隅国内の島津荘寄郡域化の動きは鈍化したとされている。保安年中(1120～1124)に忠実は帖佐郷を大隅正八幡宮に寄進しており、これは大隅国内における島津荘寄郡域拡大により激化した大隅国司・大隅正八幡宮との対立を緩和し、関係改善を図ったものと考えられている。

大治四年(1129)白河法皇が死去し、鳥羽院政が始まった。天承二年(1132)正月、鳥羽上皇の支援で、忠実は内覧になり政界に復帰した。これによって、島津荘寄郡化の動きが再び進んでいったと考えられる(日隈正守2014)。

鎌倉時代に入って建久八年(1197)に作成された「大隅国図田帳」には、「島津庄 殿下御領地頭右衛門兵衛 新立庄七百五十丁(中略)保延年中以後新庄、国務にしたが随はざる也。」という記載がある。12世紀中期の鳥羽院政期になると、荘園整理は行われなくなった。在地領主たちは、保延年中(1135～41)以降、国衛の政治的圧迫や大隅正八幡宮の支配などから逃れるため、所領を寄郡として摂関家の藤原忠実に寄進していったようで、こうした新立荘は国務に従わない状況になったと考えられる。

さて、荘園がどのようにできるかについては、簡単に言うと、寄進を軸にして「下から」荘園は造られていくという「下からの」荘園制論と、荘園領主のほうで開発して荘園を造り上げていくという「上からの」荘園制論がある(鎌倉佐保2013)。島津荘の成立については、大宰大監平季基の役割が大きく、また大宰府の方針とも関わるといえることからすると、「上からの」荘園制論で理解できるのであるが、しかしその拡大過程では、大宰府と受領の競合関係の

中で、有力在地領主の動向が重要な鍵を握ったと考えられる。

おわりに

日向・大隅・薩摩3国の「建久図田帳」は、鎌倉時代初頭、建久八年(1197)の3国の土地領有情報をまとめたものである。表に見るように、島津荘は3国合わせて7554町余の、日本で最大の荘園となっている。島津荘には一円荘と寄郡があったが、図1に見るように、一円荘は日向国諸県郡域に集中しており、島津荘がこの地域から始まったことを示している。

表 建久図田帳に見る日向・大隅・薩摩

日向		大隅		薩摩	
種別	面積(町)	種別	面積(町・段・歩)	種別	面積(町・段)
島津一円荘	1948	島津一円荘	750.0.000	島津一円荘	635.0
島津荘寄郡	1817	島津荘寄郡	715.8.180	島津荘寄郡	1689.1
宇佐宮領	2006	正八幡宮領	1296.3.120	没官領	820.6
国富一円荘	1436	不輸	500.5.120	国領	211.0
国富荘寄郡	120	応輸	795.8.000	寺社領	655.0
前斎院領	278	国領	255.3.300	安楽寺	154.4
弥勒寺領	115	公田	106.0.180	弥勒寺	196.1
妻万宮領	98	不輸(経講田)	133.3.120	正八幡宮	225.3
その他	241	府社	16.0.000	府領社	79.2
合計	8064	合計	3017.5.240	合計	4010.7

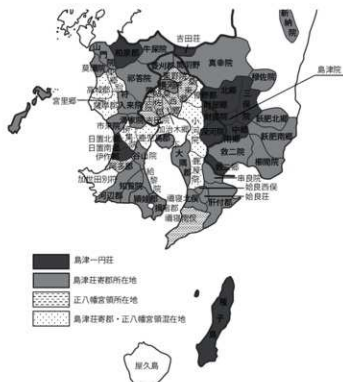


図1 島津荘の分布

小川弘和 2016 「中世的九州の形成」高志書院より再トレース

島津荘の管理運営形態について、米澤英昭氏によれば、図2のように、領家から派遣されてきた目代(荘留守)の指揮の下、有力在地領主層が別当という名称で島津荘全体の管理に参加し、命令書も発給した。この組織形態は摂関家の家司組織に似ており、また各郡・郷・院・別名には、下司・弁侍使・名主などの荘官が任命され、領家や国衙への貢納に責任を負った、という(米澤英昭 2023)。

承安四年(1175)八月十四日に発給された「日向国島津荘政所下文」に、8人の別当と2人の別当執行が署名している。伴氏と藤原氏が各4人、漆嶋氏が2人である。伴氏は兼貞が平季基の女婿となり、その子兼俊が島津荘管下の大隅国肝付郡の弁侍使となったとされ、立荘当時から島津荘の経営に関わり、荘領拡大の実質的中心であった。また藤原氏は、鎌倉幕府の編纂した『吾妻鏡』に日向国住人として所見する富山氏で、日向を中心に南九州に勢力を持つ在地豪族である。これらは、季基を迎え入れた在地勢力と考えられる

(野口実 1998)。

柴畑光博氏によれば、11世紀後半～12世紀にかけて、早水池周辺エリア一帯に遺構・遺物の集中分布が確認されるという。これらの遺跡からは、中国産貿易陶磁器や初期高麗青磁こうらいせいじらが検出されており、当該期に急速に進展した南島交易と島津荘の開発拠点である都城盆地との関係も指摘されている(堀田孝博 2020)。12世紀～14世紀の松原地区遺跡では、溝状遺構に区画された複数の居館跡が出土している。

大島畠田遺跡では、V期(12世紀前半から中頃)の道路状遺構(土師器不と白磁碗片(大宰府分類IV類)が埋納される)や掘立柱建物跡3棟が検出されており、12世紀頃、金田町一帯は平季基の系譜をひく日置氏の所領であつた可能性が指摘されている(重永卓爾 1996)。

島津荘一円荘の「中郷」や「南郷」にあたると思われる都城盆地南部でも、筆無遺跡(都城市今町)・永田・藤東遺跡(都城市安久町)・王子原遺跡(都城市安久町)・大浦遺跡(都城市梅北町)・チサノ木遺跡(鹿児島県曾於市末吉町南之郷橋野)でも、11世紀後半～12世紀の有力者の居宅や墓などが見つかっており、筆無遺跡は荘政所の可能性も指摘されている。

郡元西原遺跡は、こうした時期に形成された大型居館で、荘政所の可能性のある遺跡とすることができる。



図2 荘園立荘～平安末期の時期。島津荘立荘後の最初の管理運営形態(米澤英昭 2023)

【参考文献】

- 今堀原毅行 2024 「日向国における頸部に段をもつ土師器製の軌跡」(『宮崎考古』第33号 宮崎考古学会)
 小川弘和 2016 「中世的九州の形成」(高志書院)
 鎌倉佐保 2013 「荘園制と中世年貢の成立」(『岩波講座日本歴史 第6巻(中世1)』)
 柴畑光博 2021 「島津荘の成立から拡大期における遺跡の様相」(岩永春三先生退職記念論文集「持続する志」下)中国書店
 柴畑光博 2022 「都城盆地における8世紀後半から10世紀の集落動態とその背景」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第232集)
 佐々木恵介 2018 「大宰府の管内支配変質に関する試論」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館)
 堀山晴生 1976 「平安初期の政治改革」(『岩波講座日本歴史第3巻 古代3』岩波書店)
 重永卓爾 1996 「島津本荘島津院・北郷の開発と日置氏」(『季刊南九州文化』67号・68号 南九州文化研究会)
 柴田博子 2018 「宮崎県大島畠田遺跡をめぐる一考察」(『宮崎産業経営大学研究紀要』第28巻第2号 宮崎産業経営大学)
 堀尾達哉 2006 「鹿児島県畠田遺跡出土土物の「田刀」について」(『律令官人社会の研究』塙書房)
 永山修一 2009 「単人と古代日本」(同成社)
 野口実 1998 「島津荘の成立」(『都城市史 通史編 自然・原始・古代』(都城市))
 日隈正守 2014 「大隅正八幡宮領の形成過程」(『古代文化』第66巻第2号 通巻597号)
 堀田孝博 2020 「2020年度国際交流展 青がつなぐもの」図録(宮崎県立西都原考古博物館)
 森公章 2019 「真上勝同異見」(『東洋大学文学部紀要』第72集 史学科篇44号)
 米澤英昭 2023 「都城島津伝承館特別展図録 島津荘」(都城教育委員会都城島津邸)

III. 鳥津荘成立拠点地域における平安時代の考古学的調査研究の現状

九州大学大学院比較社会文化研究院 柴畑 光博

1. はじめに

南九州一帯に展開し、日本最大の荘園となった鳥津荘は、平安時代の万寿年中(1024～1028)、大宰大監であった平季基が日向国諸県郡の無主の地を開発して、関白藤原頼通に寄進したことに始まり、その成立拠点は、『日向国図田帳写』(『鳥津家文書』)に「鳥津院」と記された地と目され、現在の宮崎県南西部の都城市あたりであったと推定されている(徳重, 1929 ほか)。すなわち鳥津荘は、東南部九州の内陸部に位置する都城盆地の中心域を拠点として11世紀前葉に成立したと考えられている。しかしながら同時代史料が存在していないことや実地調査を踏まえた歴史的景観復元などが不足しているため、現地における経営拠点などの施設をはじめ具体的な様相については不明な点が多い。

さて、都城盆地においては鳥津荘が成立する以前の平安時代前期の遺跡が多数確認されており、筆者が当該期における集落動態やその背景について言及したことがある(柴畑, 2022)。筆者はさらに、当該地における鳥津荘成立から拡大期における遺跡の様相についても概観し、文献史学による研究成果を参考にしながら若干の検討を加えている(柴畑, 2021)。

本稿では上記の論考をトレースしながら、都城盆地(宮崎県都城市のほぼ全域と鹿児島県曾於市の一部: 図1)における鳥津荘成立以前の平安時代前期の遺跡の様相を確認した上で、平安時代後期における考古学的なアプローチによる最新の調査研究成果を紹介したい。

2. 都城盆地における平安時代前期の様相

9世紀中頃から10世紀前半には都城盆地のほぼ全域にまんべんなく集落跡が確認されており、それ以前と比べると明らかに遺跡数の増加が認められる。当該期には掘立柱建物跡を基本として構成される複数の集落類型が確認され、中にはいわゆる官衙関連遺跡と推定される遺跡も存在する。出土遺物に関して、貿易陶磁器や国産施軸陶器などの希少陶磁器類が多様なヴァリエーションをもって出土する傾向も指摘されている(堀田, 2010)。そのほか下級官人層が身に着けていたと推定される石製鈿具も7箇所の遺跡で出土しており、現状では日向国内における頻出地域と言える。

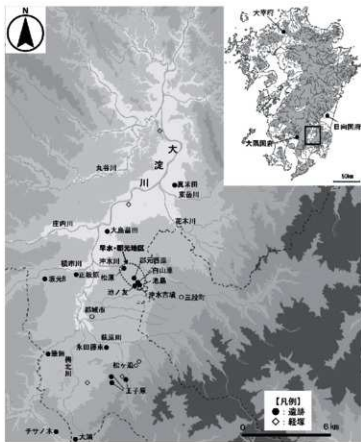


図1 都城盆地の地形と本稿関連主要遺跡分布図

郡衙が置かれた場所ではないと想定されるが、広大な諸県郡の中の中心域を占め、開発可能な沖積地を随所に擁する都城盆地では、富豪層によって急激に開発が進展するとともに、物資の流通ルートを担う動きが活性化したことにより、9世紀中頃に以降に集落形成が顕著となり、各集落が出現と消滅、変転を繰り返しながらも継続的に集落形成が行われていたと推察される。都城盆地における墨書土器の出土点数の多さを注視した柴田博子氏は、その盛行と開発・経営活動との相関を踏まえた上で、当該地が南九州のフロンティアの中でも特に開発余地の大きい地域であったと指摘している(柴田, 2018b)。

この時期の特筆すべき遺跡としてあげられるのが都城盆地のほぼ中心に位置し、大淀川に面した沖積低地の微高地上に立地する国指定史跡大島島田遺跡である。調査区東側の自然地形のくぼ地の西側で検出された遺構群は4段階の変遷が推定されている(図2)。

I期(9世紀第2四半期)は、5間×2間と4間×2間の掘立柱建物がL字形に配置され、倉庫とみられる総柱建物2棟が伴う。続くII期(9世紀後半)は総柱建物を欠くが、6間×2間の東西に長い掘立柱建物と3間×2間、2間×2間の掘立柱建物がコの字形に配置される。I期とII期に関しては、河川交通における物資の輸送拠点や何らかの公的機関と想定されており(谷口, 2008)、日向国南西部の広大な範囲を占める諸県郡における郡家別院の可能性も推定される。この遺跡の最盛期を迎えるIII期(9世紀末～10世紀初頭)には、II期までと建物群の構成が大きく変化する。すなわち、5間×2間の身舎みやに四面廂しめんのくまが付き、縁束えんつかまで入ると床面積約297.25㎡の大型建物(SB1)が構築され、その南側に中島をもつ池状遺構、さらに四脚門跡も確認されている。池状遺構の中島には柱穴規模の大きい仏堂のような建物跡がある。大型建物(SB1)はこの遺跡内はもとより、他の遺跡で見つかっている一般的な建物跡と比べて突出して大きく、柱穴にみる基礎工法も大掛かりである。遺構群の南側を画する施設は、III期が溝状遺構、IV期(10世紀前半)が柵列と変化しているが、東側のくぼ地ともあわせて屋敷地の南辺と東辺を区画しており、大型建物の東側には広場的な空間が存在する。出土遺物についても青磁や白磁などの貿易陶磁器、緑釉陶器や灰釉陶器などの国産施釉陶器が多量に出土しており、石製鈎具も確認されている。交通や物資流通の拠点だけでなく、何らかの公的役割も有しながら広域の地域開発を企図した地域有力者層によって構築された居宅の可能性が指摘されている(谷口, 2008)。また、その主体は、日向国司および国司に近い者、あるいは国司と良好な関係をもつ地元の有力者層、日向国司と結託した大宰府官人や王臣子孫之徒などが候補として想定されている(柴田, 2018a)。

3. 10世紀後半～11世紀前半の停滞期について

10世紀前半まで継続した集落が10世紀後半になると衰退・廃絶し、11世紀前半にかけて都城盆地の全体で遺跡数が減少する。万寿年中とされる島津荘の立荘年代と重なるこの時期の遺跡としては、現状では坂元B遺跡、白山原遺跡、筆無遺跡、チサノ木遺跡などがあげられるのみで全体的に希薄な時期である。またこのうち明確な遺構が確認された例は、坂元B遺跡、筆無遺跡、チサノ木遺跡など少数で、具体的な様相は不明瞭と言わざるを得ない。この停滞の原因や背景については、日本列島規模で10世紀中葉に少雨と高温の夏が数十年継続した後、一転して湿潤・冷涼化するという気候変動の影響(中塚, 2020)が推察されるとともに、当該期の自然環境の激変に対して十分な対応がとれなかった社会状況があったことも想定される。

実際にこの時期に位置づけられるいくつかの遺跡では、洪水層によって覆われ放棄された水田跡や溝状遺構が確認されているが、この問題は今後さらなる検討が必要だろう。

4. 都城盆地における平安時代後期の様相

11世紀後半～12世紀前半にかけては、一転し遺跡数が増加に転じる。平安時代前期において集落形成が低調だった鳥津院推定区域（重永，1996）の中央に位置する早水・郡元地区においても複数の遺跡が確認されている。これらのすべての遺跡から貿易陶磁器の出土が確認されるとともに、池島遺跡と白山原遺跡からは、初期高麗青磁も検出される点が注目される。この青磁の南九州以南での分布は、奄美諸島に集中し、薩摩半島西岸と都城盆地に限定されており、当該期に急速に進展した南島交易の脈絡の中でとらえられている（堀田，2020）。白山原遺跡では寺院に関連するとみられる鋳造遺物が出土しており、近隣の早水神社一帯には宗教的な空間が形成されていたことが推察される。また、早水神社境内の沖水古墳から出土した鏡底式経筒は、在地色の強い軽石製の外容器に納められていたものの、12世紀前葉の大宰府系とみられ（下釜，2019）、長元2年（1029）に平季基が南九州での勢力拡大を断念した（永山，1995）後も大宰府と関係をもった勢力がこの地に展開していた可能性も考えられる。これらの遺跡を営んだ人物を推定する際に注目される遺構として、池ノ友遺跡と池島遺跡で検出された円形周溝墓がある。このタイプの墓制は南九州在来のものではなく、肥前国府周辺における下層官人または周辺の有力者層の墓制と推定されている（松本，1995）ことを踏まえると、北部九州と関係のある人物が埋葬されている可能性がある（堀田，2020；柴畑，2021）。都城盆地内において円形周溝墓はこれらのほか、真米田遺跡、筆無遺跡、大浦遺跡、チサノ木遺跡で見つかっている。

早水・郡元地区の中でも注目される遺跡が、今年国指定史跡に追加された郡元西原遺跡である。11世紀後半～12世紀にかけて機能したと推定される幅約4m、深さ約1.5mの断面形逆台形を呈する大型の溝状遺構によって西辺と南辺を区画し、北辺と東辺をより規模の小さい溝状遺構によって区画された中に複数の土坑・ピットが検出された（図3）。一辺の長さ50～60mの方形を呈するほぼ半町四方の居館跡と推定されている。この居館跡は、全国的に見ても比較的古い出現期居館とされる（佐藤，2022）。さらにこの遺跡の北西側にかけて、やや不明瞭ながら居館の溝状遺構の軸方位とほぼ重なるように同時期または若干遅れる不整形な方形地割が段丘上一帯に広範囲で確認され（近沢，2022：図4）、上記の居館跡はその南東縁辺に位置する。佐藤聖氏は、溝囲いを伴う出現期居館は畿内条里制地域で考案された領域型地域開発手法の一要素であった可能性を指摘し、同様な事例が西日本各地において11世紀後半以降に増加することを踏まえて、郡元西原遺跡は、畿内に発信源を持つ領域型開発形態の核となる象徴的な遺跡であり、その主体としては鳥津荘開発の一環で代官、目代等として派遣された人物を想定している（佐藤，2022）。上述した方形地割が展開する北郡元地区の段丘縁辺部では、12～13世紀にかけての溝囲いを伴う居館群が確認されており、松原地区遺跡群の第4次調査では当該期の屋敷墓とみられる土壇墓（木棺墓）が2基検出されている。

なお、周辺の浅谷の低湿地（白山原遺跡）では当該期以降の水田跡が検出されているとともに、段丘面上の乾燥した堆積環境の場所（郡元西原遺跡）においても稲作の痕跡が確認されており、当時の景観復元を考える上で注目される。

つぎに、早水・郡元地区以外の主な遺跡を紹介する。都城盆地西部に所在する正坂原遺跡では、12世紀代を中心とする掘立柱建物跡40棟が検出され、一部の建物跡は浅い区画溝で囲まれている。掘立柱建物跡には、3間×2間の3面に廂をもつ建物や、4間×2間の総柱建物などの比較的規模の大きい建物が確認されている。その他、屋敷墓とみられる大型の土壇墓（木棺墓）も1基見つかっている。包含層からは、多量の白磁碗・皿、青磁碗・皿、青白磁合子、中国陶器壺などが出土しており、有力者層の屋敷跡と推察される。

都城盆地南部に位置する筆無遺跡では、9～10世紀の遺構群と11～12世紀の遺構群が検出され、平安時代を通して利用されたことが判明している。後者の時期の遺構群は、南北方向

と東西方向に走行する2条の溝状遺構に囲まれた空間に、掘立柱建物跡4棟が検出された。建物跡のうち2棟は総柱建物である。掘立柱建物群のやや南には、屋敷墓とみられる土塚墓(木棺墓)1基が検出されたほか、掘立柱建物群とは数十mの無遺構地帯を挟んで北側に2基、東側に1基の周溝墓が確認された。包含層からは、白磁碗・皿、青白磁合子など豊富な貿易陶磁器が出土している。

同じく盆地南部に所在する永田・藤原遺跡では11世紀末～12世紀、王子原遺跡(第2～4次調査)では12～13世紀の掘立柱建物跡や各種遺構が検出され、希少な貿易陶磁器も出土している。

ところで盆地南部地域には経塚の発見例が集中する傾向があり、その中の一つである松ヶ迫経塚で出土した陶製経筒の蓋にされていた湖州鏡には、藤原姓の施入者名と承安5(1175)年の紀年銘の針書が確認されている(重永, 1992)。この経塚の造営者は、同じ年に発給された「島津荘政所下文」(『富山家文書』)にみえる10名の島津荘の荘官(史料に記載された名称は別当及び別当執行)の中に4名いる藤原氏のうちの一人である可能性が高い。

島津荘はその拡大に応じ、在地有力者が別当という形で参加し、彼らの共同の組織である荘政所によって経営されていたと指摘されている(工藤, 1969)。先に紹介した12世紀以降の主要遺跡は、島津荘の荘官あるいはそれに連なる有力者層によって営まれた可能性があらう。

5. まとめ

島津荘の成立拠点地域である都城盆地は、平安時代前期において集落形成が顕著となり、富豪層による開発の進展もうかがわれる。当該地は南九州内陸部における流通ルートの結節点として重要な位置を占めるとともに一大消費地となっていたと推察される。島津荘の立荘時期前後である10世紀後半～11世紀前半における遺跡の様相は今のところ不明瞭であり今後の課題だが、島津荘拡大期の11世紀後半以降は、荘園経営の中核地において領域型荘園の展開を示唆する方格地割に加えその起点となる溝囲いを伴う居館跡も確認されている。以上のように当該地域の考古学的情報は、古代から中世にかけての時代の変革期の具体的な様相をうかがい知ることができる貴重な資料である。

【引用・参考文献】

- 工藤敬一 1969『九州荘園の研究』, 塙書房
 柴田光博 2021『島津荘の成立から拡大期における遺跡の様相: 都城盆地を中心として』『持続する志』: 岩永省三先生退職記念論文集, 中国書店, pp.487-506
 柴田光博 2022『都城盆地における8世紀後半から10世紀の集落動態とその背景: 横市川流域の遺跡群を中心として』『国立歴史民俗博物館研究報告』232, pp.179-219
 重永卓爾 1992『南九州における古代・中世の金石文を読む(1)』『もろかた』26, 都城史談会, pp.6-20
 重永卓爾 1996『島津本荘島津院・北郷の開発と日置氏』『季刊南九州文化』68, pp.1-9
 佐藤聖聖 2022『部元西原遺跡と西日本の出現期居館』『部元西原遺跡』: 都市文化財調査報告書149, 都市文化教育委員会, pp.64-73
 柴田博子 2018a『宮崎県大島田遺跡をめぐる一考察』『宮崎産業経営大学研究紀要』28(2), pp.25-38
 柴田博子 2018b『8・9世紀の日向』『宮崎産業経営大学研究紀要』29(1), pp.23-34
 下釜奈々子 2019『九州における割製経筒の分類と編年』『九州考古学』94, pp.65-85
 谷口武範 2008『まとめ』『国指定史跡-大島富田遺跡』: 宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書178, 宮崎県埋蔵文化財センター, pp.203-206
 近沢恒典 2022『古代・中世における周辺域の遺跡動向』『部元西原遺跡』: 都市文化財調査報告書149, 都市文化教育委員会, pp.43-63
 徳重茂吉 1929『鎮西島津庄, その成立・増大・住人・並に伝説』『大谷学報』10(4), pp.56-114
 中塚武 2020『中世における気候変動の概観』『気候変動から読みおろす日本史』4: 気候変動と中世社会, 臨川書店, pp.15-35
 山修一 1995『「小右記」に見える薩摩・大隅国からの進物の周辺』『鹿児島中世史研究会年報』50, 鹿児島中世史研究会, pp.42-50
 堀田孝博 2010『物の動きから見た都城盆地の境界性: 古代後半期の陶磁器類を中心として』『南九州の地域形成と境界性: 都城からの歴史』: 臨川書店, pp.46-62
 堀田孝博 2020『南九州における高麗・朝鮮陶磁器の分布とその背景』『2020年度国際交流展 青がつかなくも～高麗青磁と古代海洋交易～』: 宮崎県立西都原考古博物館, pp.52-63
 松本隆昌 1995『佐賀県大和町平安時代の周溝墓について』『佐賀考古』3, pp.41-55. 1.

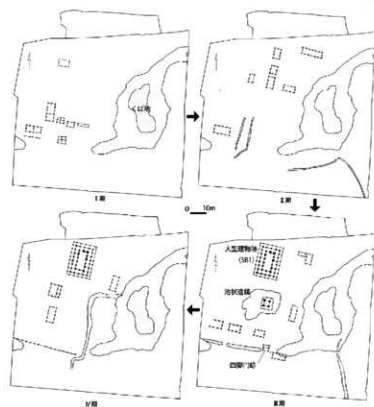


図2 大島畠田遺跡平安時代遺構変遷図
宮崎県埋蔵文化財センター2008より転載

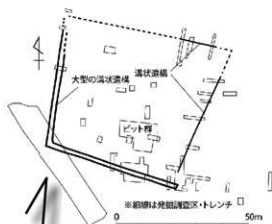


図3 郡元西原遺跡の方形居館跡

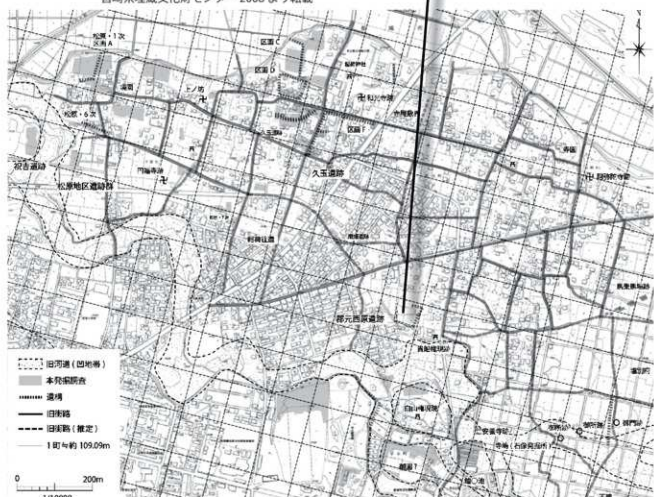


図4 早水・郡元地区の方形地割と遺跡 近沢2022より転載

【用語解説】

律令制：律という刑罰について定めたきまりと、令という政治のしくみについてのきまりによって、国を治めていくしくみのこと。大化改新をきっかけに整備され始め、大宝元年（701）に大宝律令がまとめられ、天皇が全国の民々や土地を支配するしくみが整った。

国衙：朝廷から派遣された行政官（国司）が地方政務を行った役所が置かれていた区画のこと。各国の中心地に重要な施設を集めた都市域を国府、その中心となる役所群を「国衙」、さらにその中枢で国司が儀式や政治を行う施設を国庁と呼ぶ。

郡衙：郡の役人（郡司）が行政事務にあたった役所のこと。国衙や駅とともに地方における公的な施設で、郡家とも表記される。

荘園：荘は建物、園は土地のことで、貴族や寺社（後に武家も）が持つ私有の農地のこと。奈良時代に公地公民の例外として土地の私有を認めたのがはじまり。のちには、国土の5～6割が荘園となり、残りが国に属する公領となった。

領域型荘園：ある地域の田畠と集落と山野河海を含めた領域が明確で、国衙が介入できない荘園のこと。11世紀中頃に始まり中世荘園の主流となった。

荘園支所：荘園を支配するために現地に置かれた事務・運営の拠点施設のこと

摂関家：天皇に代わり政治を担う摂政や関白を出す家のこと。平安時代に天皇家の外戚となり、摂政・太政大臣として権勢を極めた藤原道長の子孫の系統が代表的である。

荘園整理令：無秩序な荘園を制限する目的で平安時代に発布された一連の法令のこと。延久元年（1069）に、後三条天皇が全国の荘園を一斉に整理する目的で発令した延久の荘園整理令などがある。

院宮王臣家：平安時代初期（8世紀末～9世紀ごろ）、天皇権力と結びついて勢力を強めた少数の皇族・貴族の総称。「院」とは譲位した天皇、「宮」とは三宮（皇后・皇太后・太皇太后）・東宮（皇太子）、「王臣家」とは親王・内親王などの皇親や、おおむね五位以上の公家を指す。新たに台頭した有力農民と一緒に荘園開発を進めた。

一円荘：国衙から独立して、単一の荘園領主による排他的な支配がされる荘園のこと。

寄郡：荘園であって公領（国衙領）にも属した特殊な半不輸租（年貢は国衙と荘園領主が折半、さまざまな生産物税は荘園領主が收取）の地のこと。

官衙関連遺跡：国衙や郡衙ではないが、一般的な集落とは様相が異なり、公的な性格を持つ遺跡

掘立柱建物跡：土台となる石（礎石）を使用せず、地面に穴を掘って柱を立てた建物

貿易陶磁器：中国で生産され日本に輸入された青磁（青色に発色するうわぐすりをかけられた磁器）・白磁（無色透明なうわぐすりをかけられた磁器）の磁器や陶器のこと。

高麗青磁：朝鮮半島で高麗時代（10～14世紀）に生産された青磁。11世紀には質の高い製品が作り出された。

国産施釉陶器：緑色や透明のうわぐすりをかけて焼かれた陶器のこと。平安時代に平安京近郊で生産された緑釉陶器や東海地方の猿投窯で生産された灰釉陶器などがある。

墨書土器：墨で文字や絵が書（描）かれた土器のこと

石製袴具：石帯ともいう。貴族・官人が正式な衣服の腰帯に付けた石の飾りのこと

円形周溝墓：墓穴の周囲に円形に溝がめぐらされた墓のこと。弥生時代～古墳時代にも存在するが、それとは別に平安時代にも九州西北部を中心に営まれた。

経塚：仏教のお経（經典）を書写したものを経筒と呼ばれる金属製や焼き物の容器に入れて地中に埋めた場所のこと。11世紀前半に、釈迦の正しい教えが衰えて滅びてしまうという末法思想が広がる中で、經典を後世に伝えようとして始まった。

【× モ】

令和6年度 歴史シンポジウム 資料集

大島畠田遺跡と郡元西原遺跡

2024年10月26日

編集・発行 都城市教育委員会事務局 文化財課
宮崎県都城市姫城町6-21
郵便 885-8555 電話 (0986)23-9547

令和6年度 歴史シンポジウム

大島畠田遺跡と郡元西原遺跡

古代有力者の邸宅「大島畠田遺跡」

中世土地開発の拠点「郡元西原遺跡」

古代から中世への転換を遺跡に探り、島津荘誕生の謎に迫る。

■ 基調講演・シンポジウム



近江 俊秀

文化庁文化財第二課 主任文化財調査官

奈良県立橿原考古学研究所主任研究員を経て文化庁入庁。古代史・古代交通史が専門。2012年『道が語る日本古代史』で朝日新聞出版・第1回古代歴史文化賞「なら賞」受賞。

■ シンポジウム



永山 修一

ラ・サール学園 講師

ラ・サール学園に勤務。古代史が専門。南九州をフィールドとして活躍。2010年『単人と古代日本』で第36回南日本出版文化賞受賞。



栗畑 光博

九州大学大学院 比較社会文化研究院 研究員

都城市役所文化財課を経て九州大学研究員となる。火山灰考古学が専門。郡元西原遺跡の調査担当者。2018年『超巨大噴火が人類に与えた影響』で第8回日本考古学協会賞大賞受賞。

■ コーディネーター



平山 淳子

フリーアナウンサー

MRTラジオ「みやこのじょうキドキナビ」を担当。都城市歴史シンポジウムでは『謎を秘めた古代都城』・『最新科学が解き明かす縄文人と植物の関わり』などでコーディネーターを務める。

会場 ウェルネス交流プラザ ムジカホール (都城市麓原町11街区25号)



12:30 受付
13:00 開会
13:10 基調講演
14:10 シンポジウム
15:40 閉会

大島畠田遺跡歴史公園



*お車で越しの方は、ウェルネス交流プラザ併設のウェルネスパーキングを御利用下さい。駐車料金は1時間まで無料となります。

お問い合わせ

都城市教育委員会 文化財課 都城市姫城町6-21 (0986)23-9547